

電気事業法に基づく設置者における
「事業者検査実施体制」構築支援
コンサルティング業務の手引き

エイチエスビージャパン株式会社

〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町 2-6
横浜プラザビル 7階

TEL : 045-450-3540 FAX : 045-450-3541

E-MAIL: info@hsb-japan.com

HOME PAGE: www.hsb-japan.com

目次

	ページ
1. はじめに	3
2. システム管理者（ <u>1</u> 号組織）のメリット	4
3. HSBにおけるコンサルティング事業の特徴	4
4. コンサルティングの実施内容	5
5. コンサルティングの実施手順	6
6. エイチエスビージャパン(株)の組織	6
7. 機密保持	7
8. 料金に関する規定	8
9. ご連絡窓口	9
10. 帳票例	9

コンサルティング依頼書

改定来歴

改定 番号	改定理由、内容等	日付	作成	審査	承認
Rev.0	・新規制定	2008. 10.24	本橋	鯉田	川端
Rev.1	・表紙及び9. 連絡窓口の住所記載を変更 ・組織図、窓口担当者の変更 ・その他字句の修正等実施	2016. 01.13	松田	小畑 尾崎	渡部

1. はじめに

2000年7月の電気事業法改正により、溶接については「国による溶接検査の廃止」と共に溶接安全管理検査制度として「設置者による溶接事業者検査の実施」と「登録機関による検査の実施体制の安全管理審査」が運用されています。

この間、溶接という特殊工程の管理の難しさもあり、溶接安全管理検査制度に多くの課題が発生しました。

設置者にとって最も大きな課題は「設置者と協力事業者（溶接施工工場）との組合せ単位とする溶接事業者検査体制についての安全管理審査」が実施されているために、重複した受審を課せられていることです。

国はこの問題解決に取り組むために電力安全小委員会による審議を行い、その報告書に基づき「溶接安全管理検査制度の運用改善」を実施することになりました。

この改善内容は2008年6月、次の規制文書の発行により具体化されました。

- ①「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」
- ②「溶接安全管理審査実施要領（火力設備）」

これらの施行時期は2009年4月ですが、現在の個別安全管理審査の受審を継続すれば「安全管理審査が厳しくなり、コストアップとなる」「溶接事業者検査がある都度安全管理審査の受審が必要」「協力事業者との組合せ単位の受審解除ができない」等のデメリットが多くなります。

従って、設置者は自律的管理を行う「溶接事業者検査の実施に十分な体制」の確立により、インセンティブが付与される「現在のシステム管理者」を目指すことが得策であります。

エイチエスビージャパン（株）は登録安全管理審査機関としての技術と経験を活かし、設置者が「システム管理者（施行規則83条の2第1号組織）」の資格を取得するためのコンサルティングを行うことに致しました。

この場合、溶接と使用前及び定期的各事業者検査の安全管理審査基準では設置者としての品質システムが異なりますが、品質マネジメントシステム（QMS）は共通していますので必要に応じて一本化に向けての指導を行うことが可能です。

（当然のことながらコンサルティングを行った設置者（発電所単位）への安全管理審査は行わないことが条件です。）

2. システム管理者（1号組織）のメリット

システム管理者（1号組織）になりますと次のメリットが考えられます。

- ① 施行規則 83 条の 2 に規定されているように、1号組織の評定通知を受けた日から 3 年間は溶接事業者検査を行う都度、安全管理審査の受審は必要がない。
- ② 「溶接事業者検査の実施につき十分な体制がある」という国の評定が得られるので、発電所として継続的なシステム管理が構築されている証拠となる。
- ③ 緊急な工事が発生した場合、その都度の安全管理審査の申請・受審手続きが省略されるので工程管理にメリットがある。
- ④ 個別管理者（3号組織）に比べ、安全管理審査費用の低減がはかられる。
- ⑤ 溶接施工工場に対する委託先管理の方法が確立され、品質保証システムが向上する。

3. HSB におけるコンサルティング事業の特徴

エイチエスビージャパン（株）は米国 HSBCT 社（The Hartford Steam Boiler Inspection and Insurance Company of Connecticut）の日本法人として 2000 年 1 月に設立されました。事業内容は ASME 公認検査機関、電気事業法の登録安全管理審査機関、ISO9000/14000 審査・登録機関、欧州 PED97/23/EC 公認機関、厚生労働省指定外国検査機関などです。

また、今回の国の安全管理検査制度運用改善については、当初から委員会に代表メンバーを参画させて「溶接事業者検査ガイド」の作成に協力いたしました。従って、審査実施要領を含め、本ガイドについて精通いたしております。

コンサルティングの要員は関東・関西を中心に全国に配置しており、安全管理審査員としての十分な経験に加え、QMS の知識も豊富です。

4. コンサルティングの実施内容

設置者の現在の状況により支援内容は異なります。

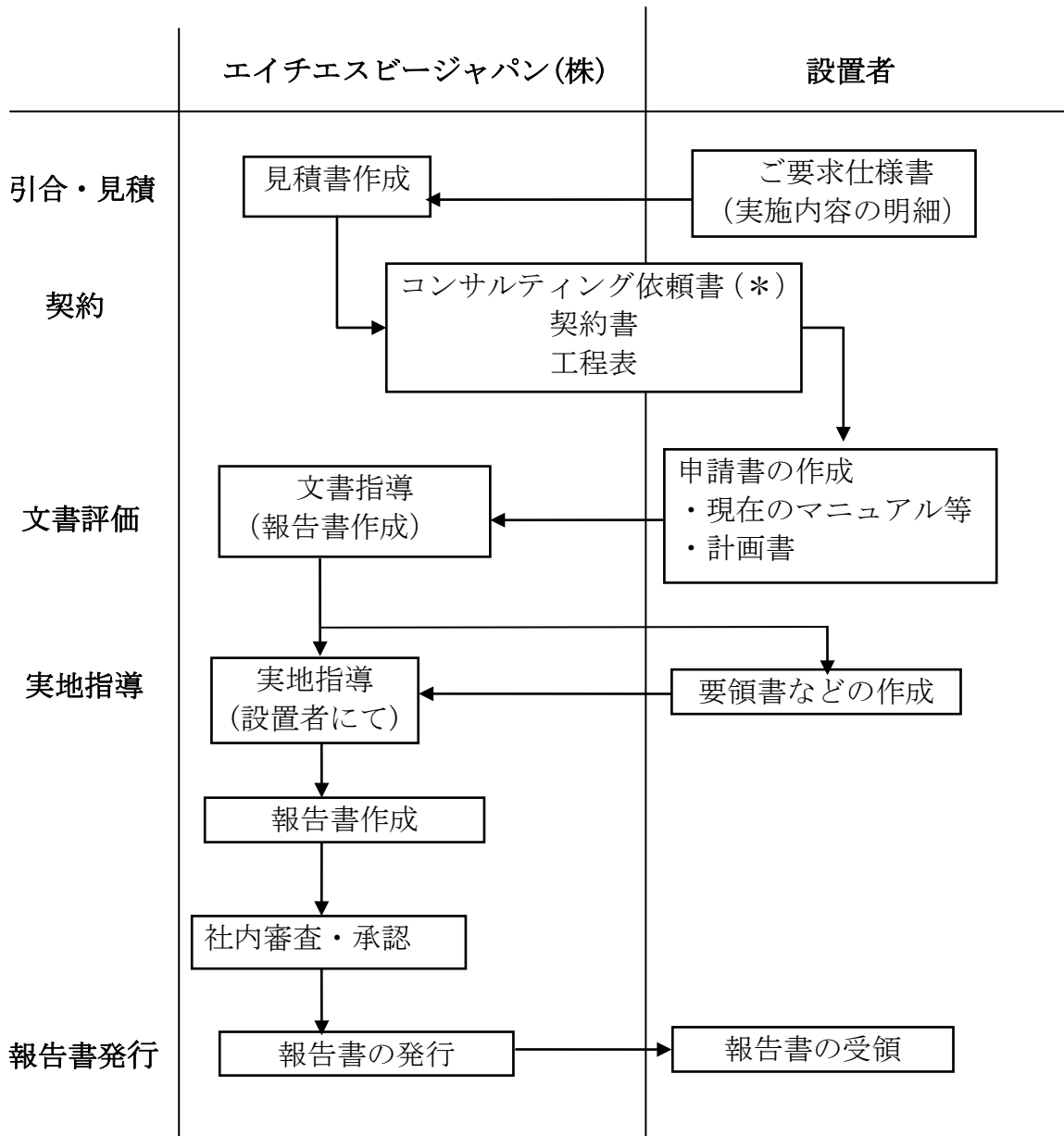
第一者検査（溶接施工工場に溶接事業者検査を委託）を活用することを前提とし、主に次の7項目について支援いたします。

また、ご要望に応じて使用前及び定期の事業者検査体制の一本化についても助言いたします。

◎ 主な支援内容

- ① 電気事業法第52条に関連する法令等の要求事項の解説
（法、施行令、施行規則、技術基準、技術基準解釈、検査解釈など）
- ② 継続的な検査実施体制構築のための品質マニュアル作成指導
（組織、検査の方法、工程管理、協力事業者の管理、記録管理、評価及び改善に係るシステム）
- ③ 設置者による自律的な協力事業者の管理方法指導
（委託先の評価、要求事項[発注仕様書の内容]、検証方法等）
- ④ 法定6項目（下記）の安全管理審査基準を解説
 - 溶接事業者検査の実施に係る組織
 - 検査の方法
 - 工程管理
 - 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者に関する事項
 - 検査記録の管理に関する事項
 - 検査に係る教育訓練に関する事項
- ⑤ 内部監査の実施要領と監査員の教育
（監査の計画及び実施、結果の報告、記録の維持など）
- ⑥ 安全管理審査に係るリハーサルと改善事項の指導
（文書審査及び実地審査）
- ⑦ 設置者において必要な「文書管理」「記録管理」の方法など

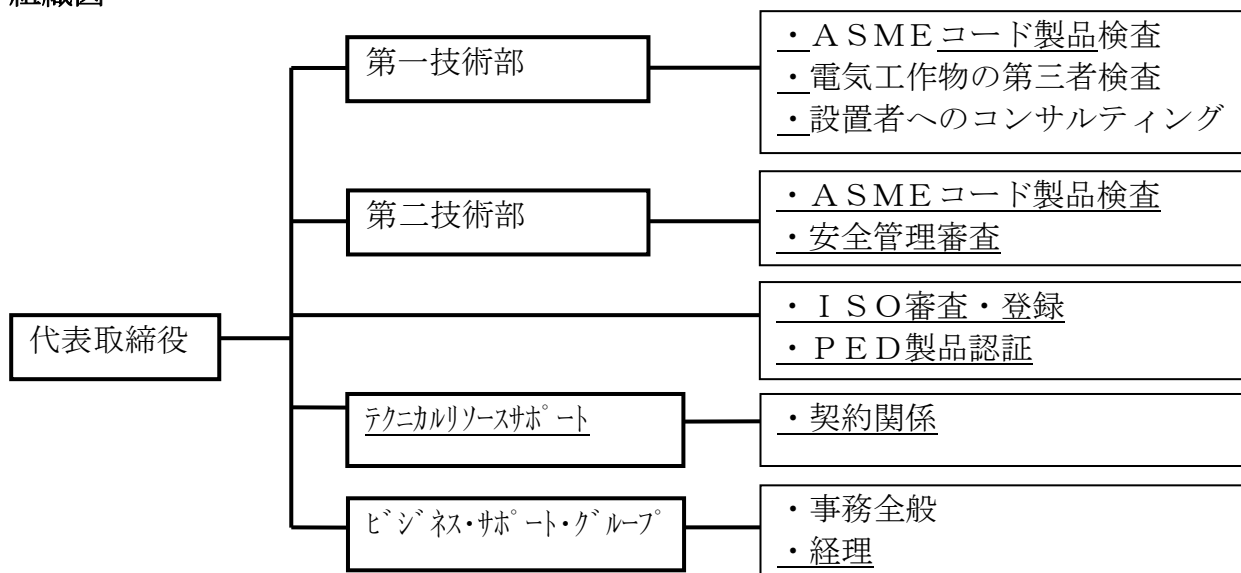
5. コンサルティングの実施手順



*コンサルティング依頼書の帳票を添付しています

6. エイチエスビージャパン(株)の組織

組織図



エイチエスビージャパン(株)は第三者機関としての公平性を維持するために安全管理審査とコンサルティングを行う部門は組織上区分すると共に、人事・情報面でも独立させています。

また、溶接安全管理審査を行う場合は当該設置者についての個別コンサルティングは実施しないこととしております。

7. 機密保持

弊社は、コンサルティングを通じて得られたいかなる情報も設置者に断りなく第三者へ開示いたしません。

ただし、弊社が行政機関から審査・監査を受ける場合にあっては、必要に応じ保管書類を行政機関へ提示する場合があります。

また、設置者も弊社がコンサルティング業務等を通じて設置者に提示した技術情報及び技術資料を、弊社に断りなく第三者へ開示しないことを要求いたします。

なお、機密保持に関しては契約書で同意していただきます。

8. 料金に関する規定

本コンサルティング業務の標準料金は、次表のとおりです。

項目	単位	単価
1. 申請料(事務手数料)	1件あたり	10,900円
2. 指導料 (文書・実地指導、報告書作成)	2時間以内 4時間以内(0.5日) 8時間以内(1日) 残業1時間あたり(注1)	54,600円 76,400円 120,100円 21,800円
3. 移動費	◇評価場所の最寄駅までの時間 (最大4時間/人・回) 1時間あたり	3,300円
4. 旅費	◇交通費・宿泊費・食費	実費精算 交通費：公共交通機関による料金 宿泊費：宿泊代金実費 食費：朝食/昼食/夕食

注1：弊社の業務時間は、平日の09:00～18:00です。従って、この時間帯以外並びに土曜・日曜及び国民の祝祭日の実地指導が残業に該当します。
(土日・祝日は最低4時間より請求申し上げます。)

注2：起点は指導員の最寄駅を原則とします。

料金の支払方法

料金は各月末日締めとし、翌月に請求書を発行します。申請者は請求書受領後、原則として45日以内に弊社指定の銀行口座にお振込みをお願いいたします。

9. ご連絡窓口

〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町 2-6
横浜プラザビル 7階
エイチエスビージャパン株式会社
担当 佐藤、松田 (技術関係)、尾崎
電話 ; 045-450-3540
FAX ; 045-450-3541
メール ; info@hsb-japan.com

10. 帳票

コンサルティング依頼書(添付フォームを参照)

コンサルティング依頼書

平成 年 月 日

エイチエスピージャパン株式会社 殿

住所 〒

社名:

氏名:
(代表者の氏名)

印

電気事業法に基づく事業者検査実施に係るコンサルティングを、下記のとおり依頼いたします。

1. 事業所名	
2. 場所	住所 〒 最寄駅 駅から タクシー/徒歩 分(円位)
3. 希望時期	
4. 目的	<input type="checkbox"/> 溶接事業者検査の実施体制の構築 <input type="checkbox"/> 使用前事業者検査の実施体制の構築 <input type="checkbox"/> 定期事業者検査の実施体制の構築
5. コンサルティングの内容	<input type="checkbox"/> マニュアルの作成指導 <input type="checkbox"/> 法令要求事項の教育 <input type="checkbox"/> 内部監査員の教育 <input type="checkbox"/> 事業者検査の実施 <input type="checkbox"/> その他(なるべく具体的にお書きください) ()
6. 連絡担当者	氏名: 部署名・役職: TEL: E-mail:
7. ご請求先	<input type="checkbox"/> 上記連絡担当者と同じ <input type="checkbox"/> 氏名: 部署名・役職: TEL: E-mail: